

資 料

中華人民共和国体育法 条文試訳

(1995年8月29日の第八期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議で可決された。2009年8月27日の第十一期全国人民代表大会常務委員会第十回会議の「関与修改部分法律的決定」に基づいて、第一回の修正がなされた。2016年11月7日の第十二期全国人民代表大会常務委員会第二十四回会議の「関与修改<中華人民共和国対外貿易法>等十二部法律的決定」に基づいて、第二回の修正がなされた。2022年6月24日の第十三期全国人民代表大会常務委員会第三十五回会議で改正された。)

棚 村 政 行 監訳
 卞 如 意 訳
 辻 村 祐 一 訳

【監訳者まえがき】

2022年6月24日、中華人民共和国の習近平国家主席は、第114号主席令に署名して、第十三期全国人民代表大会常務委員会第三十五回会議において改正された中華人民共和国体育法を公布した。これは、同法が1995年に成立して以来、初めての抜本的な改正とされる。今回の改正から、中国共産党中央委員会が打ち出した「体育強国」政策が、体育法制の分野で如何に実行されるのかを見て取ることができるものとも考えられる。

そこで、本稿は、同法の条文の邦訳を行った。これが、中国のスポーツ事情の理解を深める一助となれば幸いである。

目次⁽¹⁾

第1章 総則

第2章 全人民の健康づくり

(1) 中華人民共和国体育法の原文は、章番号と条文番号を漢数字で表記している。本稿では、閲覧の便宜上、これをアラビア数字に改めた。

第3章	青少年及び学校の体育
第4章	競技体育
第5章	アンチ・ドーピング
第6章	体育組織
第7章	体育産業
第8章	保障の条件
第9章	体育仲裁
第10章	監督管理
第11章	法律責任
第12章	附則

第1章 総則

第1条

体育事業を促進し、中国の体育精神を発揚し、中国の体育文化を育て、体育運動を発展させ、人民の体質を強化するために、憲法に基づいて、この法律を制定する。

第2条

体育の仕事においては、中国共産党の指導を堅持し、人民を中心にすることを堅持し、全人民の健康づくりを基礎とし、普及と向上とを結びつけ、体育事業が均衡かつ十分に発展することを促進し、体育強国及び健康中国の建設を推進する。

第3条

県級以上の人民政府は、体育事業を国民経済及び社会発展の計画に入れなければならない。

第4条

国務院の体育行政部門は、全国の体育の仕事を主管する。国務院の他の関係部門は、各自の職責の範囲内で関連する体育の仕事を管理する。

県級以上の地方人民政府の体育行政部門は、当該行政地域内の体育の仕事を主管する。県級以上の地方人民政府の他の関係部門は、各自の職責の範囲内で

関連する体育の仕事を管理する。

第5条

国は、法に基づいて、公民が平等に体育活動に参加する権利を保障し、未成年者、婦女、老人、障害者等が体育活動に参加する権利に対して、特別な保障を与える。

第6条

国は、公益的かつ基礎的な公共体育サービスの供給を拡大し、基本的な公共体育サービスの均等化を促し、全人民への完全普及、一般特惠の共有及び都市・農村一体の基本的な公共体育サービスの体制を次第に完備させる。

第7条

国は、財政支援、体育施設の建設の支援等の措置をとり、革命老区、民族地区、辺境地区及び経済的低開発地域の体育事業の発展を援助する。

第8条

国は、民族、民間又は民俗の優秀な伝統的体育種目に対する発掘、整理、保護、普及及び革新を激励し、支持し、少数民族の伝統的体育運動会を定期的に開催する。

第9条

体育活動を展開し、又はこれに参加する場合は、法律・規則の遵守、誠実・信用、科学の尊重、各地の事情に適した措置の適用、勤勉・儉約及び安全の保障の原則に従わなければならない。

第10条

国は、青少年及び学校の体育を優先的に発展させ、体育と教育の融合、文化・学習と体育による鍛練の調和及び体格・気迫と人格の双方重視を堅持し、青少年の全面的発展を促進する。

第11条

国は、体育産業の発展を支持し、体育産業の体制を整え、体育市場の秩序を

規範化し、体育市場の供給の拡大を激励し、体育産業の投資・融資のルートを広げ、体育消費を促進する。

第12条

国は、体育科学の研究及び技術革新を支持し、体育の科学技術の人材を育成し、応用体育の科学技術の成果を普及し、体育の科学技術の水準を向上させる。

第13条

国は、関連規定に基づいて、体育事業の発展において際立った貢献をした組織又は個人に対して、表彰及び奨励を与える。

第14条

国は、対外的な体育の往来を展開するように激励し、オリンピック精神を発揚し、国際的な体育運動への参加を支持する。

対外的な体育の往来をする場合は、自主独立、平等互恵及び相互尊重の原則を堅持し、国家主権、安全、発展の利益及び尊厳を守り、中華人民共和国が締結し、又は参加した国際条約を順守する。

第15条

毎年の8月8日の全人民健康づくり日の週は、体育宣伝週とする。

第2章 全人民の健康づくり

第16条

国は、全人民の健康づくりの戦略を実施し、全人民の健康づくりの公共サービス体制を構築し、公民が健康づくりの活動に参加することを激励し、かつ、支持し、全人民の健康づくりと全人民の健康の高度な融合を促進する。

第17条

国は、公民が科学的健康づくりの理念を樹立し、かつ、実践し、健康づくりの知識を自発的に勉強し、健康づくりの活動に積極的に参加するよう提唱する。

第18条

国は、全人民の健康づくりの計画を推し進め、体育による鍛練の基準を制定し、かつ、実施し、公民の体質の監視・測定及び全人民の健康づくりの活動の状況の調査を定期的に展開し、科学的健康づくりの指導の仕事を展開する。

国は、全人民の健康づくりの仕事の調整の仕組みを作り上げる。

県級以上の人民政府は、関係部門を組織して全人民の健康づくりの計画の実施状況に対して評価を行わせ、評価の状況を社会に公開しなければならない。

第19条

国は、社会体育指導員制度を実施する。社会体育指導員は、全人民の健康づくりの活動に対して指導を行う。

社会体育指導員の管理方法は、國務院の体育行政部門によって規定される。

第20条

地方の各級の人民政府及び関係部門は、全人民の健康づくりの活動に必要な条件を与え、全人民の健康づくりの活動を支持し、かつ、保障しなければならない。

第21条

国家機関、企業・事業体及び労働組合、共産主義青年団、婦女連合会、障害者連合会等の大衆団体・組織は、各自の特徴に応じて、日常の体育による鍛練及び各級・各種の体育運動会等の全人民の健康づくりの活動の展開を図らなければならない。

第22条

居民委員会、村民委員会及びその他のコミュニティー組織は、実態と結びつけて、全人民の健康づくりの活動の展開を図らなければならない。

第23条

社会全体は、未成年者、婦女、老人又は障害者が全人民の健康づくりの活動に参加することに関心を持ち、かつ、支持しなければならない。各級の人民政府は、措置をとり、未成年者、婦女、老人又は障害者が安全に全人民の健康づくりの活動に参加することに、便宜及び保障を提供しなければならない。

第3章 青少年及び学校の体育

第24条

国は、青少年及び学校の体育活動の促進の計画を実行し、青少年及び学校の体育の仕事の制度を完備させ、青少年の体育による健康づくりの意識を育み強化し、青少年及び学校の体育活動の展開及び普及を推進し、青少年の心身の健康及び体格・気迫の壮健化を促進する。

第25条

教育行政部門及び学校は、体育を学生の総合的な素質の評価の範囲に入れ、学生の体質の健康についての基準に関する国の要求に合致することを教育・教学の審査の重要な内容とし、学生の体育による鍛練の習慣を養い、学生の体育的素養を高めなければならない。

体育行政部門は、体育に関する知識・技能の伝授、体育訓練の計画、体育の試合活動の開催、体育用地・施設の管理等の側面で、学校に指導及び援助を提供し、かつ、教育行政部門に協力し、学校のスポーツチーム及び水準の高いスポーツチームの建設を推進しなければならない。

第26条

学校は、国の関連規定に基づいて、体育の授業を全面的かつ十分に設け、体育の授業時数が削られないよう確保しなくてはならない。

学校は、体育の授業の教学に際しては、病人、身障者等特別な体質を持っている学生を組織して、その特徴に適した活動に参加させなければならない。

第27条

学校は、学内で展開している学生の課外の体育活動を教学の計画に入れ、体育の授業の教学内容と結びつけ、学生が、在学期間中、毎日一時間以上の体育による鍛練に参加することを保障しなければならない。

スポーツチーム、倶楽部等の体育訓練の組織を組成し、多様な形式の課外の体育訓練を展開し、条件上可能な水準の高いスポーツチームを組成し、競技体育の予備人材を育成するよう、学校に激励する。

第28条

国は、全国学生（青年）運動会を定期的に開催する。地方の各級の人民政府は、実態と結びつけて、当該地区の学生（青年）運動会を定期的に組織する。

学校は、学年毎に一回以上の全学的な体育運動会を開催しなければならない。

公共の体育用地・施設を学校に無料で開放し使用させて、学校による体育運動会の開催に対してサービスの保障を提供することを激励する。

学校が多様な形式の学生向けの体育の交流活動を開催することを激励する。

第29条

国は、体育科目を中学校及び高校の学力の検定試験の範囲に入れ、学科の特徴に合う審査の仕組みを作り上げる。

病人、身障者等特別な体質を持っている学生に対して体育科目を審査する場合は、その体調を十分に考慮しなければならない。

第30条

学校は、学生の体質及び健康の診断の制度を設立しなければならない。教育行政部門、体育行政部門及び衛生健康行政部門は、学生の体質に対する監視・測定及び評価を強化しなければならない。

第31条

学校は、国の関連規定に基づいて、適格な体育の教師を十分に配属し、体育の教師がその他学科の教師と同等の待遇を享受するよう保障しなければならない。

学校は、体育指導員の役職を設けることができる。

学校は、関連する条件に適合する優秀な引退スポーツ選手を優先的に招聘して任用し、学校の体育の教育及び訓練活動に携わらせる。

第32条

学校は、国の関連する基準に基づいて、体育用地、施設及び器材を設置し、かつ、定期的に検査し、維持し、適時に更新しなければならない。

学校の体育用地においては、体育活動の需要を保障しなければならないが、随意に占用し、又は他の用途に流用してはならない。

第33条

国は、学生が体育活動において不慮の傷害を被った場合の保険の仕組みを作り上げ、整備させる。

教育行政部門及び学校は、学校の体育活動の安全管理及び運動の傷害のリスク防止・コントロールを徹底しなければならない。

第34条

幼稚園は、学齢に達しない児童に適切な室内・室外の活動場所並びに体育施設及び器材を提供し、学齢に達しない児童の特徴に合う体育活動を展開しなければならない。

第35条

各級の教育監督指導機構は、学校の体育に対して監督・指導を実施し、かつ、社会に監督・指導の報告を公布しなければならない。

第36条

教育行政部門、体育行政部門及び学校は、青少年を組織し、導いて、体育活動に参加させ、青少年の近視、肥満等の不健康状態を予防し、かつ、抑制しなければならない。家庭は、これに協力しなければならない。

第37条

体育行政部門は、関係部門と合同で、企業・事業体、社会組織及び体育の専門家等を導き、かつ、規範化し、青少年に体育の研修等のサービスを提供させる。

第38条

各級・各種の体育運動学校は、法に基づいて、適齢学生に対して義務教育を実施し、かつ、国務院の体育行政部門によって制定された教学訓練の大綱に基づいて、余暇の体育訓練を展開しなければならない。

教育行政部門は、体育運動学校の文化・教育を管理の範囲に入れなければならない。

各級の人民政府は、用地、施設、資金、人員等の側面で、体育運動学校に支持を与えなければならない。

第4章 競技体育

第39条

国は、競技体育の発展を促進し、スポーツ選手が競技水準を向上させ、体育の試合において優秀な成績を残し、国及び人民のために榮譽を勝ち取ることを激励する。

第40条

国は、職業的体育の市場化及び職業化の発展を促進し、かつ、規範化し、職業的体育の試合能力及び競技水準を向上させる。

第41条

国は、体育運動学校及び体育伝統特色学校の建設を強化し、余暇の体育訓練の実施を激励し、かつ、支持し、競技体育の優秀な予備人材を育成する。

第42条

国は、スポーツ選手の育成及び管理を強化し、スポーツ選手に対して愛国主義、集団主義及び社会主義の教育並びに道徳、規律及び法制の教育を行う。

スポーツ選手は、訓練及び競技に積極的に参加し、団結・協力をし、敢然と貢献し、粘り強く闘い、競技水準を向上させ続けなければならない。

第43条

国は、体育訓練の科学技術研究、開発及び応用を強化し、スポーツ選手に対して科学的で文明的な訓練を実行し、スポーツ選手の心身の健康を維持する。

第44条

国は、法に基づいて、スポーツ選手の文化教育を受ける権利を保障する。

体育行政部門及び教育行政部門は、義務教育の段階にあるスポーツ選手が義務教育を修了することを保障しなければならない。

第45条

国は、法に基づいて、スポーツ選手が登録及び交流を選択する権利を保障す

る。

スポーツ選手は、種目別の体育協会の登録に参加し、かつ、関連規定に基づいて交流をすることができる。

第46条

国は、優秀なスポーツ選手に対し、就職及び進学の側面で優遇を与える。

第47条

各級の人民政府は、引退したスポーツ選手への職業技能の研修及び社会保障を強化し、引退したスポーツ選手の就職及び創業に、指導及びサービスを提供する。

第48条

国は、体育運動の水準の等級、指導員の職名の等級及び審判員の技術の等級の制度を実施する。

第49条

国又は地方を代表し、国際的な又は国内の重大な体育の試合に参加するスポーツ選手又はスポーツチームは、公開、公平及び優秀者の採用の原則に基づいて、選抜され、かつ、結成されなければならない。

スポーツ選手の選抜又はスポーツチームの結成の方法は、國務院の体育行政部門によって規定される。

第50条

国は、体育の試合活動に対して、等級別・種類別の管理を実行し、その具体的な方法は、國務院の体育行政部門によって規定される。

第51条

体育の試合においては、公正な競技の原則を実行する。

体育の試合活動の主催者及びスポーツ選手並びに指導員及び審判員は、体育の道德及び体育の試合の規則を順守しなければならない、虚偽を弄して人を騙し、私利を図って不正を働いてはならない。

いかなる組織又は個人も体育の試合を利用して、賭博の活動に携わることは

厳しく禁じられる。

第52条

中国の領土内で開催される体育の試合においては、その名称、記章、旗印、マスコット等標識に対して、国の関連規定に基づいて、保護が与えられる。

体育の試合活動の主権者等の関連する権利者の許可を経っていない場合は、営利を目的として体育の試合活動の現場の画像、音声・ビデオ等の情報を収集し、又は広めてはならない。

第5章 アンチ・ドーピング

第53条

国は、健康的・文明的及び公正な競技の体育活動を提唱し、体育運動においてドーピング薬を使用することを禁止する。

いかなる組織又は個人も、体育運動の参加者を組織し、強迫し、騙し、教唆し、又は誘惑して、体育運動においてドーピング薬を使用させてはならず、体育運動の参加者にドーピングを提供し、又は別の形でドーピング薬を提供してはならない。

第54条

国は、アンチ・ドーピング制度を設立し完備させる。

県級以上の人民政府の体育行政部門は、衛生健康、教育、公安、工業情報化、商務、薬品監督管理、交通運輸、税関、農業、市場監督管理等の分野の部門と合同で、ドーピングの問題に対して総合的な管理を実施する。

第55条

国務院の体育行政部門は、アンチ・ドーピング規範の制定を担当する。

第56条

国務院の体育行政部門は、国務院の薬品監督管理、衛生健康、商務、税関等の分野の部門と合同で、ドーピング薬の目録を制定して公布し、かつ、その動きを調整する。

第57条

国は、アンチ・ドーピング機構を設立する。アンチ・ドーピング機構及びその検査員は、法的手続に基づいて検査を実施し、関係単位及び個人は、これに協力しなければならない。いかなる単位又は個人も、干渉してはならない。

アンチ・ドーピング機構は、法に基づいて、アンチ・ドーピングの情報を公開し、かつ、社会の監督を受ける。

第58条

県級以上の人民政府の体育行政部門は、アンチ・ドーピングの宣伝及び教育の事務を組織して、展開し、体育活動の参加者及び大衆のアンチ・ドーピングの意識を高める。

第59条

国は、アンチ・ドーピングの科学技術研究の展開を激励し、アンチ・ドーピングの先進的な技術、設備及び方法を普及する。

第60条

国は、締結し、又は参加した関連する国際条約に基づいて、アンチ・ドーピングの国際協力を展開し、アンチ・ドーピングの国際義務を履行する。

第6章 体育組織

第61条

国は、体育組織が法律及び法規並びに規約に基づいて、体育活動を展開し、体育事業の発展を促すことを激励し、かつ、支持する。

国は、体育組織が積極的に国際的な体育の交流及び協力に参加し、国際的な体育運動の規則の制定に参加することを激励する。

第62条

中華全国体育総会及び地方の各級の体育総会は、各種の体育組織並びに体育従事者及び体育愛好者を団結させる群衆的な体育組織であり、体育事業の発展において機能しなければならない。

第63条

中国オリンピック委員会は、体育の発展及びオリンピック運動の推進を主要な任務とする体育組織であり、中国を代表して国際オリンピックの事務に携わる。

第64条

体育科学社会团体は、体育の科学技術の従事者からなる学術的な体育社会組織であり、体育の科学技術の事業において、機能しなければならない。

第65条

全国的な種目別の体育協会は、法に基づいて登録した体育社会組織であり、中国を代表して対応する国際的な種目別の体育組織に参加し、規約に基づいて、中華全国体育総会に加入し、代表を派遣して、中国オリンピック委員会の委員を担当させる。

全国的な種目別の体育協会は、対応する種目の普及及び向上を担当し、対応する種目の技術的な規範、競技規則及び団体的な基準を制定し、体育の試合活動を規範化する。

第66条

種目別の体育協会は、法に基づいて、会員の正当な権益を維持し、関係単位に会員の意見及び提案を積極的に反映させなければならない。

第67条

種目別の体育協会は、体育行政部門の指導及び監督管理を受け、内部管理の仕組みを完備させ、業界の規則を制定し、業界の自律を強化しなければならない。

第68条

国は、青少年の体育倶楽部、コミュニティーの健康づくりの組織等の各種の自治的な体育組織を発展させることを激励する。

第7章 体育産業

第69条

国は、体育産業の発展計画を制定し、体育産業の規模を拡大し、体育産業の活力を強化し、体育産業の質の高い発展を促進し、人民大衆の多様化する体育の需要を満たす。

県級以上の人民政府は、政府の多部門で協力する体育産業の発展の仕事に対する調整の仕組みを作り上げなければならない。

第70条

国は、体育用品の製造、体育サービス等の体育産業を支持し、かつ、規範化し、体育と健康、文化、観光、養老、科学技術等との融和、発展を促進する。

第71条

国は、体育用品の製造業の革新・発展を支持し、企業が研究開発への投資を増やし、新しい技術、新しい生産プロセス及び新しい材料を使用し、体育用品の製造業の変容・高度化を促進することを激励する。

国は、健康づくり・レジャー、競技・実演、施設のサービス、体育の経営、体育の研修等のサービスの業態を育て、体育のサービス業の水準及び質を高める。

条件に適合する体育産業は、法に基づいて、財政、収税、土地等の優遇政策を享受する。

第72条

国は、職業的体育の発展の体制を完備させ、職業的体育の発展のルートを開拓・発展させ、スポーツ選手及び指導員の職業化的発展を支持し、職業的体育の成熟度及び規範化の水準を高める。

職業的体育倶楽部は、内部管理の仕組みを完備させ、法人管理の構造を改善し、その市場の主体としての役割を十分に果たさなければならない。

第73条

国は、地域体育産業の調整・相互作用の仕組みを作り上げ完備させ、地域間

の体育産業資源の交流・共有を推進し、地域体育の調整・発展を促進する。

国は、地方が資源上の強みを発揮し、地域的特色・民族的特色のある体育産業を発展させることを支持する。

第74条

国は、社会資本が体育産業への投資、体育施設の建設、体育製品の開発、体育サービスの提供に繋がることを激励する。

第75条

国は、条件上可能な大学が体育産業に関連する専攻学科を設置し、学校と企業との連携を展開し、職業的体育及び研修を強化し、体育産業専攻の人材を育成し、体育産業の発展を効果的に支える人材集団を形成することを激励する。

第76条

国は、体育産業の統計の体制を完備させ、体育産業の統計の監視・測定を展開し、体育産業のデータを定期的に発表する。

第8章 保障の条件

第77条

県級以上の人民政府は、体育事業の経費をその級の予算に入れ、国民経済及び社会発展に相応しい投資の仕組みを作り上げなければならない。

第78条

国は、社会勢力が体育事業を発展させることを激励し、体育事業に対する寄付及び賛助を激励し、参加した主体の正当な權益を保障する。

財産の寄付等の方式により体育事業の発展を支持する場合は、法に基づいて、税制優遇等の政策を享受する。

第79条

国の関係部門は、体育資金の管理を強化しなければならず、いかなる単位又は個人も、体育資金を横領し、流用し、差し止め、中間搾取を行い、又はひそかに分け取ってはならない。

第80条

国は、政府がサービスを購入するという方式により公共の体育サービスを提供することを支持し、公共体育サービスの水準を高める。

第81条

県級以上の地方人民政府は、国の関連規定に基づいて、当該行政地域の経済・社会の発展水準、人口構造、環境条件及び体育事業の発展の需要に応じて、各方面に配慮し統一的に計画を立て、各級・各種の体育用地・施設を最適化して配置し、全人民の健康づくりの体育用地・施設の建設及び配置を優先的に保障しなければならない。

第82条

県級以上の地方人民政府は、当該行政地域内の公共の体育用地・施設の建設を国民経済・社会発展の計画及び国土空間の計画に入れ、法的手続を経ずにこれを変更してはならない。

公共の体育用地・施設の計画・設計及び竣工・検収をする場合は、その級の人民政府の体育行政部門の意見を求めなければならない。

公共の体育用地・施設の設計及び建設をする場合は、国のバリアフリー環境構築の要求に合致させ、老人、障害者等の特定の集団のバリアフリーの需要を効果的に満たさなければならない。

第83条

居住コミュニティーを新設し、改造し、拡張する場合は、国の関連規定に基づいて、住民の日常的健康づくり用の付帯する体育用地・施設を同時に計画し、設計し、建設しなければならない。

第84条

公共の体育用地・施設を管理する単位は、社会に開放する方法を公開し、かつ、未成年者、老人、障害者等に対して優遇を実施しなければならない。

無料又は低価格で開放する体育用地・施設は、関連規定に基づいて、補助を受ける。

第85条

国は、体育公園の建設を推進し、地方が各地の事情に適した措置を講じて特色のある体育公園を発展させることを激励し、体育公園の無料開放を推進し、公民の体育による健康づくりの需要を満たす。

第86条

国は、公民の日常的健康づくりの体育用地・施設の建設に、古い工場の建物及び倉庫、老朽した商業施設等の遊休資源が十分かつ合理的に利用されることを激励し、機関、学校及び企業・事業体が体育用地・施設を公衆に公開することを激励し、かつ、支持する。

第87条

いかなる単位又は個人も、公共の体育用地・施設及びその建設用地を横領してはならず、公共の体育用地・施設を随意に解体してはならず、公共の体育用地・施設の機能若しくは用途を随意に変更し、又はその正常な使用を妨害してはならない。

特殊な必要から公共の体育用地・施設を臨時に占用することが十日を超える場合は、その級の人民政府の同意を経なければならず、三箇月を超える場合は、一つ上の級の人民政府の体育行政部門に報告し、認可されなければならない。

認可を経て公共の体育用地・施設を解体し、又はその機能若しくは用途を変更する場合は、国の関連する法律及び行政法規の規定に基づいて、予め場所を選んで再建しておかなければならない。

第88条

県級以上の地方人民政府は、全人民の健康づくりの公共用地・施設の維持・管理の仕組みを作り上げなければならず、維持及び管理の責任を明確にしなければならない。

第89条

国は、体育専攻の教育を発展させ、条件上可能な大学が指導員、審判員、体育の教師等の各種の体育専攻の人材を育成することを激励し、社会勢力が法に基づいて体育専攻の教育を展開することを激励する。

第90条

国は、スポーツ選手の身体障害の保険、体育による不慮の傷害の保険及び施設賠償責任保険の制度を設立して完備させることを激励する。

大型の体育の試合活動の主催者は、体育による不慮の傷害の保険をかけることについて、参加者と協議しなければならない。

危険性の高い体育の試合活動の主催者は、体育による不慮の傷害の保険をかけなければならない。

危険性の高い体育の試合活動の経営者は、体育による不慮の傷害の保険及び施設賠償責任保険をかけなければならない。

第9章 体育仲裁

第91条

国は、体育仲裁制度を設立し、適時、公正に体育の紛争を解決し、当事者の正当な権益を保護する。

体育仲裁は、法に基づいて、独立に行われ、行政機関、社会組織及び個人の干渉を受けない。

第92条

当事者は、仲裁協議、体育組織の規約及び体育の試合規則等に基づいて、下に列記する紛争に対して体育仲裁を申し立てることができる。

(一) 体育社会組織、スポーツ選手を管理する単位及び体育の試合活動の主催者がドーピング薬管理又はその他管理の規定に基づいて下した試合の参加資格の取消し、試合成績の取消し、出場停止等の処分決定への不服により発生した紛争。

(二) スポーツ選手の登録及び交流により発生した紛争。

(三) 競技体育の活動で発生したその他紛争。

中華人民共和国仲裁法に規定された仲裁可能な紛争及び中華人民共和国労働争議調解仲裁法に規定された労働争議は、体育仲裁の範囲に属しない。

第93条

国务院の体育行政部門は、この法律に基づいて、体育仲裁委員会を組織し、設立し、体育仲裁の規則を制定する。

体育仲裁委員会は、体育行政部門、体育社会組織の代表、スポーツ選手の代表、指導員の代表、審判員の代表及び体育・法律の専門家から構成され、その構成員数は奇数でなければならない。

体育仲裁委員会は、仲裁員名簿を設けなければならない。仲裁員の具体的な条件は、体育仲裁の規則によって規定される。

第94条

体育仲裁委員会は体育紛争を裁決する場合は、仲裁庭制を実行する。仲裁庭の構成員数は奇数でなければならない。具体的な構成の方法は体育仲裁規則によって規定される。

第95条

体育組織が内部紛争解決の仕組みを作り上げ、公平・公正かつ効率的に紛争を解決することを激励する。

体育組織に内部紛争解決の仕組みがない場合又は紛争が内部紛争解決の仕組みによって適時に処理されない場合は、当事者は体育仲裁を申し立てることができる。

第96条

体育社会組織、スポーツ選手を管理する単位及び体育の試合活動の主権者の処分決定又は内部紛争解決の仕組みによる処理の結果に不服がある場合は、当事者は、処分決定又は紛争処理の結果を受けた日から二十一日以内に、体育仲裁を申し立てる。

第97条

体育仲裁の裁決書は、作成された日から法的効力が発生する。

裁決が下された後に、当事者が同じ紛争に対して再度体育仲裁を申し立て又は人民法院に訴訟を起こした場合は、体育仲裁委員会又は人民法院は、これを受理しない。

第98条

下に列記する事情の一つに該当する場合は、当事者は、仲裁裁決書を受け取った日から三十日以内に、体育仲裁委員会の所在地の中級人民法院に、裁決の

取消しを申し立てることができる。

- (一) 法律又は法規の適用に、確かに誤りがあること。
- (二) 裁決の事項が体育仲裁の受理範囲に属しないこと。
- (三) 仲裁庭の構成又は仲裁の手續が関連規定に違反し、公正な裁決に影響するに足ること。
- (四) 裁決が採用した証拠が偽造されたものであること。
- (五) 相手方の当事者が、公正な裁決に影響するに足る証拠を隠したこと。
- (六) 仲裁員が当該事案を仲裁した際、賄賂を要求したり受け取ったり、私情にとらわれて不正を働いたり、法を曲げて裁決をしたりする行為を行ったこと。

人民法院は、合議体を構成することを経て、裁決に前項に規定する事情の一つがあることを審査・確認した場合又は裁決が社会公共利益に反することを認めた場合は、裁決を取り消さなければならない。

人民法院は、裁決の取消しの申立てを受理した後に、仲裁庭が改めて仲裁することができるとする場合は、仲裁庭に一定の期間内に改めて仲裁することを通知し、かつ、取消しの手続を裁定する。仲裁庭が改めて仲裁することを拒否する場合は、人民法院は、取消しの手続の回復を裁定しなければならない。

第99条

当事者は、体育仲裁の裁決を履行しなければならない。当事者の一方が履行しない場合は、他方が中華人民共和国民事訴訟法の関連規定に基づいて、人民法院に執行を申し立てることができる。

第100条

即時の処理を必要とする体育の試合活動の紛争は、体育仲裁の特別手続を適用する。

特別手続は、体育仲裁の規則によって規定される。

第10章 監督管理

第101条

県級以上の人民政府の体育行政部門及び関係部門は、監督・検査の職責を積

極的に履行しなければならず、この法律の規定に反する行為を発見した場合は、適時に処理をしなければならぬ。当該部門の主管に属しない事項に対しては、適時に関係部門に書面で通知し、かつ、移送して、調査・処分させる。

第102条

県級以上の人民政府の体育行政部門は、法に基づいて、体育の試合活動を監督・管理し、試合活動場所に対して現地の検査を実施し、関連する契約、手形及び帳簿を調べて閲覧し、複製し、試合活動の組織案、安全応急予備案等の資料を検査する。

県級以上の人民政府の公安、市場監督管理、应急管理等の部門は、各自の職責に照らして、体育の試合活動に対して監督・管理を行う。

体育の試合活動の主催者は、安全保障の義務を履行し、要求に合致する安全の条件を提供し、リスク予防及び応急処置予備案等の保障措置を制定し、体育の試合活動の安全を守らなければならない。

体育の試合活動が、極端な気象、自然災害、公共衛生事件等の突発的な出来事の発生によって試合を開催する条件を具備しない場合は、体育の試合活動の主催者は、適時に中止しなければならず、中止しない場合は、県級以上の人民政府は、これを中止するよう命じる。

第103条

県級以上の人民政府の市場監督管理、体育行政等の分野の部門は、各自の職責に照らして、体育市場に対し、監督・管理を行う。

第104条

国は、体育種目の管理制度を設立し、新設の体育種目は、國務院の体育行政部門によって認定される。

体育種目の目録は、四年に一度公布される。

第105条

危険性の高い体育種目を運営する場合は、下に列記する条件を満たし、かつ、県級以上の地方人民政府の体育行政部門に申請を行わなければならない。

- (一) 関連する体育施設が国家規格に適合すること。
- (二) 所定数に達する相応の国家職業資格証明書又は職業技能等級証明書を

取得する体育指導員及び救助者を有すること。

(三) 相応の安全保障、応急救援制度及び措置を有すること。

県級以上の地方人民政府の体育行政部門は、申請を受けた日から三十日以内に、現地のチェックを行い、かつ、認可又は不認可の決定を下さなければならない。認可をする場合には、免許証を交付しなければならない。認可しない場合には、書面で申請者に通知し、かつ、理由を説明しなければならない。

国務院の体育行政部門は、関係部門と合同で、危険性の高い体育種目の目録を制定し、調整し、かつ、公布する。

第106条

危険性の高い体育の試合活動を開催する場合は、下に列記する条件を満たし、かつ、県級以上の地方人民政府の体育行政部門に申請を提出しなければならない。

(一) 相応の資格又は資質の専門技術者を配置すること。

(二) 関連する基準及び要求に合致する用地、器材及び施設を配置すること。

(三) 通信、安全、交通、衛生・健康、食品、応急救援等の関連する保障措置を制定すること。

県級以上の地方人民政府の体育行政部門は、申請を受けた日から三十日以内に、現地のチェックを行い、かつ、認可又は不認可の決定を下さなければならない。

国務院の体育行政部門は、関係部門と合同で、危険性の高い体育の試合活動の目録を制定し、調整し、かつ、公布する。

第107条

県級以上の地方人民政府は、体育に関する法律の執行の仕組みを作り上げ、体育に関する法律の執行に必要な保障を提供しなければならない。体育に関する法律の執行状況は、社会に公布され、社会の監督を受けなければならない。

第108条

県級以上の地方人民政府は、毎回の任期内に、その級の人民代表大会又はその常務委員会に、全人民の健康づくり、青少年及び学校の体育の仕事を一回以上報告しなければならない。

第11章 法律責任

第109条

国家機関及びその従業員がこの法律の規定に反し、下に列記する行為の一つを行った場合は、所属する単位、主管部門又は上級の機関によって、是正するよう命じられる。責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に基づいて処分を科す。

(一) 違法行為に対して法に基づいて調査し処分しないこと。

(二) 体育資金を横領し、流用し、差し止め、中間搾取を行い、又はひそかに分け取ること。

(三) 体育の試合活動を組織するとき、体育道徳及び体育の試合規則に反し、虚偽を弄して人を騙し、私利を図って不正を働く等の行為があること。

(四) その他法に基づく職責を履行しない行為。

第110条

体育組織がこの法律の規定に違反する場合は、関係部門によって、是正を命じられ、警告を与えられ、責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に基づいて処分を与えられる。期限を区切って活動を停止させることができ、かつ、直接に責任を持つ係員を更迭するよう命じることができる。情状が重い場合は、登記を取り消す。

第111条

学校がこの法律の規定に反する場合は、関係主管部門によって是正を命じられる。責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に基づいて処分を科す。

第112条

スポーツ選手、指導員及び審判員が、この法律の規定に反し、体育道徳及び体育の試合規則に反し、虚偽を弄して人を騙し、私利を図って不正を働く等の行為を行った場合は、体育組織は、関連規定に基づいて処分する。情状が重く、社会的悪影響が重大な場合は、県級以上の人民政府の体育行政部門によって、競技体育の活動への参加を制限し、又は禁止するリストに入れられる。違法所得がある場合は、違法所得を没収し、並びに一万元以上十万元以下の罰金

を科す。

体育の試合を利用し、賭博活動に従事した場合は、公安機関によって、法に基づいて調査・処分される。

第113条

体育の試合活動の主催者が下に列記する行為の一つを行った場合は、県級以上の地方人民政府の体育行政部門によって、是正を命じられ、五万元以上五十万元以下の罰金を科される。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が重い場合は、体育の試合活動の組織を一年以上三年以下で禁止する処罰を与える。

(一) 許可を経ないで危険性の高い体育の試合活動を開催すること。

(二) 体育の試合活動が、突発的な出来事によって試合を開催する条件を具備しないときに、適時に中止しないこと。

(三) 安全の条件が、要求に合致しないこと。

(四) 体育道德及び体育の試合規則に反し、虚偽を弄して人を騙し、私利を図って不正を働く等の行為があること。

(五) 要求に基づいてリスク予防及び応急処置予備案等の保障措置をとらないこと。

第114条

この法律の規定に反し、公共の体育用地・施設を横領し、破壊した場合は、県級以上の地方人民政府の体育行政部門は、関係部門と合同で、制止し、是正するよう命じて、かつ、実損の五倍以下の罰金を科することができる。

第115条

この法律の規定に反し、認可を経ないで公共の体育用地・施設を一時的に占用した場合は、県級以上の地方人民政府の体育行政部門によって、関係部門と合同で、期限を区切って是正を命じられる。期限を過ぎて是正を行わない場合は、公共の体育用地・施設を管理する単位に対し、十万元以上五十万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第116条

許可を経ないで危険性の高い体育種目を運営した場合は、県級以上の地方人

民政府の体育行政部門によって、関係部門と合同で、期限を区切って（訳者注：運営の）停止を命じられる。期限を過ぎて停止しない場合は、十万元以上五十万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

法に反して危険性の高い体育種目を運営する場合は、県級以上の地方人民政府によって是正を命じられる。期限を過ぎて是正しない場合は、五万元以上五十万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。深刻な結果をもたらした場合は、主管部門によって（訳者注：運営の）停止を命じられ、免許証を取り消され、五年以内にその種目の運営活動に従事してはならない。

第117条

スポーツ選手が規範に反してドーピング薬を使用した場合は、関連する体育社会組織、スポーツ選手を管理する単位及び体育の試合活動の主催者は、試合の参加資格の取消し、試合成績の取消し、出場停止等の処分を下される。

第118条

スポーツ選手を組織し、強迫し、騙し、教唆し、又は誘惑して、体育運動においてドーピング薬を使用させた場合は、国务院の体育行政部門又は省、自治区若しくは直轄市の人民政府の体育行政部門によって、不法所持のドーピング薬を没収される。直接に責任を持つ係員又はその他直接の責任者は、四年以内に体育管理の業務及びスポーツ選手の協力の業務に従事してはならない。情状が重い場合は、生涯に渡って体育管理の業務及びスポーツ選手の協力の業務に従事してはならない。

スポーツ選手にドーピング薬を提供し、又は別の形でドーピング薬を提供した場合は、国务院の体育行政部門又は省、自治区若しくは直轄市の人民政府の体育行政部門によって、不法所持のドーピング薬を没収され、並びに五万元以上五十万元以下の罰金を科される。違法所得がある場合は、違法所得を没収し、かつ、一定年限乃至生涯に渡って体育管理の業務及びスポーツ選手の協力の業務に従事することを禁止する処罰を与える。

第119条

この法律の規定に反し、財産的損害又はその他損害をもたらした場合は、法に基づいて、民事責任を負う。治安管理に反する行為を構成する場合は、公安

機関によって、法に基づいて、治安管理の処罰を与えられる。犯罪を構成する場合は、法に基づいて、刑事責任を追及される。

第12章 附則

第120条

いかなる国家、地区又は組織も、国際的な体育運動において、中華人民共和国の主権、安全、発展の利益及び尊厳を害した場合は、中華人民共和国は、実際の状況に応じて相応の措置をとることができる。

第121条

中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊が体育活動を展開する具体的な方法は、中央軍事委員会によって、この法律に基づいて制定される。

第122条

この法律は、2023年1月1日から施行する。